

2025（令和7）年3月3日

厚生労働省 建設アスベスト給付金担当 御中
ご担当 ○ ○ 様
【照会番号○○○○】

○氏代理人
大阪アスベスト弁護団
弁護士 伊藤明子

報告書

1 元請等の調査による証明の困難性

職歴一覧表記載の現場にかかる元請、及び元請と（株）K工業所との取引の有無、（株）K工業所の請負内容、被災者の従事歴等についての調査を検討しました。

しかしながら、各現場の元請は、すでに提出した表彰状など何らかの手掛かりがない限り、そもそも調査の端緒がありません。

また、令和5年8月25日付け報告書に記載のとおり、被災者が（株）K工業所の下請として従事した「○○郵便局新築工事」については、たまたま表彰状から元請がA建設（株）関西支店（大手ゼネコン）であることが判明しましたが、今から25年以上前（昭和62年頃～平成12年頃）の現場であり、作業員名簿は残っていないとの回答でした。一般に、元請（A建設（株）関西支店）が孫請（被災者）である作業員名簿を長期間保管しているとは考えがたく、他の元請についても被災者の作業について証明を得ることはおよそ困難と考えられます。

2 被災者が請け負っていた作業内容

被災者が（株）K工業所から請け負っていた作業内容は、建設現場における「塗装工事」です。

①ゼネコンからの表彰状3枚

被災者は、（株）K工業所の下請（一人親方）として、元請のゼネコンから平成3年8月、平成5年1月、平成6年4月の3度にわたり表彰状を授与されており、被災者が国の責任期間内に建設作業に従事していたことは客観的に裏付けられています。

②（株）K工業所の商業登記簿謄本

（株）K工業所の昭和62年頃～平成12年頃の商業登記簿謄本（閉鎖登記簿謄本）によれば、その目的は「1. 塗装工事業」であり、同社が塗装工事業を目的とする会社であること、すなわち下請である被災者に塗装工事を発注していたことも明らかです（コンピューター化前の閉鎖登記簿謄本参照）。

③被災者の陳述内容及び職歴一覧表の信用性

令和5年8月25日付け報告書に記載のとおり、職歴一覧表は、生前、被災者からの聴き取り、被保険者記録照会回答票及び被災者自身が作成した手書きの現場名等のメモ（廃棄済み）に基づき、当職が整理・清書して作成したものです。

職歴一覧表の「作業内容」「事業場（会社）事業内容」欄に記載のとおり、被災者は「看板塗装業」に従事していた時期もあり、これと区別して、（株）K工業所から請け負っていた作業を含め、長年「建築塗装業」に従事していた旨を当職に説明したものです。具体的な作業内容は、「ビルや工場、戸建住宅等の建築現場において、塗装工事を行っていた」というものです。

職歴一覧表の会社名、事業場（会社）の所在地、現場名、現場の所在地、作業内容、事業場（会社）の事業内容、現場での石綿取り扱いの有無は、いずれも当時、当職が被災者から直接聞き取った内容です。このような具体的かつ詳細に事業場や現場名を明らかにすることは、本人が実際に体験・記憶していない限り不可能であり、職歴一覧表の記載内容の信用性は極めて高いものと言えます。【中略】なお、今般、当職において「S50～S53頃 S塗装店」「S54～S61 H塗装店」への調査を行いました。後記3のとおり被災者に関する情報は得られませんでした。

④塗装工事は屋内作業であること

一般に塗装工事が屋内作業であることは、この間の建設アスベスト訴訟等の裁判例や建設アスベスト給付金の認定事例からも明らかです。

特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会における審査方針（令和4年1月31日の第1回審査会において原案どおり確定、以下「審査方針」と言います）においても、塗装工は「一般的に屋内作業があるとされている職種」とされています。上記①～③のとおり、被災者が建設現場の塗装工事に従事していたことは立証されており、そうであれば審査方針にしたがって「屋内作業に従事していたと判断できる」とされるべきです。

加えて、生前、被災者が「石綿吹き付け作業のすぐ隣で塗装工事を行った」と述べたため、当職はこれを職歴一覧表の「作業内容」欄に記載しました。石綿吹き付け作業は、鉄骨造建物の耐火被覆目的で行われる屋内作業であり、その「すぐ隣で」塗装工事を行ったという以上、被災者が屋内作業場において塗装工事（石綿粉じんばく露作業）に従事したことは明らかです。

3 S塗装店及び堀江塗装の調査結果

①（株）S塗装店

当職は、（株）S塗装店に令和7年1月23日付け「ご依頼」を送付し、同年1月29日に社長のS氏と電話しましたが、「50年も昔の古い話で、当時の元従業員らはみんな亡くなっている。しかも従業員ではなく、下請の一人親方のことなど分からない」とのことでした。

②（有）H塗装

当職は、（有）H塗装に令和7年1月23日付け「ご依頼」を送付し、同年1月29日に社長のH氏と電話しました。H氏によると、「先代社長が昨年亡くなり、先代の税理士も亡くなったため、40年以上前のことが分かる者はいない。現社長であるH氏は、当時大学生であり現場作業に携わっていなかったため、下請の職人のことは分からない」とのことでした。

4 審査方針に従った判断をすべきこと

以上のとおり、被災者の就労歴については、可能な限り調査を尽くしましたが、第三者の証言を得ることは不可能であり、追加資料の提出も困難です。

本件は、全く何らの客観的資料も存しない事案ではなく、まず、ゼネコンからの表彰状によって（株）K工業所所属の職人として建設作業に従事したことが明らかな事案です。次に、（株）K工業所の商業登記簿謄本から、同社が塗装工事業を目的とする会社であることから、被災者が建設現場で塗装工事に従事していたと判断できる事案です。さらに、かかる客観的資料と被災者の申告に基づく職歴一覧表の記載内容は整合します。職歴一覧表は、平成23年当時、石綿健康被害救済法に基づく給付申請にあたって作成した資料であり、その記載内容は、具体的かつ詳細であり、客観的事実との整合性、正確性に鑑みても極めて信用性の高いことは上記2で述べたとおりです。

以上により、被災者が塗装工であったと判断できる以上、審査方針に基づき、屋内作業に従事していたと判断できると考えます。

審査方針は、「具体的な判断に当たっては、特に就労歴や喫煙の習慣等について、その立証が容易でない場合も想定されるので、同種事例の裁判例も踏まえて、関係者の証言や申述等の内容が、当時の社会状況や被災者が置かれていた状況、収集した資料等から考えて、明らかに不合理でない場合には柔軟に事実を認定する」としています。本件では、被災者の作業状況を直接証明する第三者証言は得られませんが、すでに提出済みの資料等から考えて、被災者が建設現場で塗装工事に従事していたという事実を認定することが明らかに不合理とは到底言えません。

つきましては、審査方針に従い、柔軟かつ速やかに認定されますよう、改めてお願いします。

【別紙】

- 1 審査方針
- 2 表彰状3枚
- 3 （株）K工業所の閉鎖登記簿謄本（抜粋）
- 4 職歴一覧表

【添付資料】

- 1 （株）S塗装店の会社概要（本店所在地が伊丹市であること、主要取引先にB電気工業（株）があること）
- 2 （有）H塗装の会社概要（本店所在地が高槻市であること）
- 3 （株）S塗装店への依頼文
- 4 （有）H塗装への依頼文